特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那覇市は、生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

那覇市長

公表日

令和5年10月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務					
①事務の名称	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務					
②事務の概要	生活保護法に基づき生活に困窮する市民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としており、その扶助内容(生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助)の8種類について、世帯の状況に応じ、世帯単位で支給している。 特字個人情報ファイルは次の事務に使用している。					
少争份 の佩安	特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。 ①生活保護の開始、変更の決定に関する事務 ②生活保護の停止又は廃止に関する事務 ③就労自 立給付金の支給に係る事務 ④進学準備給付金の支給に関する事務 ⑤生活保護法第63条の費用 返還にかかる事務 ⑥生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に かかる事務 ⑦医療扶助のオンライン資格確認に関する事務					
③システムの名称	生活保護システム、庁内連携システム、宛名システム(番号連携サーバー)、中間サーバー、統合専用端末、医療保険者向け中間サーバー、レセプト管理システム					
2. 特定個人情報ファイル:	名					
生活保護管理ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の15の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条					
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠):番号法第19条第8号 別表第二の26の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定 める事務及び情報を定める命令第19条 番号法第19条第6号 番号法第9条第1項後段					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	福祉部保護管理課					
②所属長の役職名	保護管理課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	那覇市役所 総務部 法制契約課 市政情報センター 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話 098-869-8191					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	那覇市役所 福祉部 保護管理課 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話 098-861-5193					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	15年9月1日 時点				
2. 取扱者勢							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書	の種類				
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価書] ては、それぞれ』	重点項目評	価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及で 3) 基礎項目評価書及で 目評価書において、リス	ド全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供ネッ	トワークシステ	ムを通じた	た入手を除く。	,)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いのす	託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報	提供ネットワーク	クシステム	を通じた提供を	除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの丼	妾続		[]接続	しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	_	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・2	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[] 自己	己点検	[0]	内部監査	[] 外部監	查
9. 従業者に対する教育・唇	発					
従業者に対する教育・啓発	[+3	分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている	ている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅰ-1.①事務の名称	生活保護法による保護の決定及び実施、保護 に要する費用の返還に関する事務	生活保護法による保護の決定及び実施、就労 自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、 保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に 関する事務	事前	
平成31年4月1日	I−1.①事務の概要	④生活保護法第63条の費用返還にかかる事務 ⑤生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収にかかる事務	④進学準備給付金の支給に関する事務 ⑤生活保護法第63条の費用返還にかかる事務 ⑥ 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項 から第3項までの徴収金の徴収にかかる事務	事前	
平成31年4月1日	Ⅰ-5.②所属長の役職名	保護管理課長 川端 聡	保護管理課長	事前	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策		(項目内容追加)	事前	
令和2年4月1日	Ⅰ-7.請求先	那覇市役所 総務部 総務課 市政情報セン ター 電話 098-862-9930	那覇市役所 総務部 法制契約課 市政情報 センター 電話 098-869-8191	事前	
令和2年2月1日	Ⅱ-1.対象人数 いつ時点の 計数か	平成31年2月28日時点	令和2年2月1日時点	事後	
令和2年2月1日	Ⅲ-2.取扱者数 いつ時点の 計数か	平成31年2月28日時点	令和2年2月1日時点	事後	
令和3年9月10日	I-4 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠): 番号法 第19条第7号 別表第二の26の項行政手続に おける特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律別表第二の主務省令で定め る事務及び情報を定める命令第19条	(別表第二における情報照会の根拠):番号法 第19条第8号 別表第二の26の項行政手続に おける特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律別表第二の主務省令で定め る事務及び情報を定める命令第19条	事後	
令和5年10月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	①生活保護の開始、変更の決定に関する事務 ②生活保護の停止又は廃止に関する事務 ③生活保護の停止又は廃止に関する事務 就労自立給付金の支給に係る事務 第63条の費用返還にかかる事務 ⑤生活保護法 第77条第1項又は第78条第1項から第3項 までの徴収金の徴収にかかる事務	①生活保護の開始、変更の決定に関する事務 ②生活保護の停止又は廃止に関する事務 ③ 就労自立給付金の支給に係る事務 ④進学準 備給付金の支給に関する事務 ⑤生活保護法 第63条の費用返還にかかる事務 ⑤生活保護 法第77条第1項又は第78条第1項から第3項 までの徴収金の徴収にかかる事務 ⑦医療扶 助のオンライン資格確認に関する事務	事前	
令和5年10月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	WebRings、庁内連携システム、宛名システム (番号連携サーバー)、中間サーバー	生活保護システム、庁内連携システム、宛名システム(番号連携サーバー)、中間サーバー、統合専用端末、医療保険者向け中間サーバー、レセブト管理システム	事前	
令和5年10月1日	I 関連情報 4.情報提供オットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠):番号法第19条第8号 別表第二の26の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条	(別表第二における情報照会の根拠): 番号法 第19条第8号 別表第二の26の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 各で定める事務及び情報を定める命令第19 条 番号法第19条第6号 番号法第9条第1項後段	事前	
令和5年10月1日	Ⅱ-1.対象人数 いつ時点の 計数か	令和2年2月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年10月1日	Ⅱ-2.取扱者数 いつ時点の 計数か	令和2年2月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年10月1日	IVリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取 扱いの委託	委託しない	十分である	事前	